

朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町

サン・ポート通信

令和5年10月
vol.70



目次

- 議会報告……………P2
- 令和4年度 決算の状況……………P2
- リサイクル工房通信……………P3
- 排ガスの測定結果……………P4
- サンポート直接搬入時の注意事項……………P4

議会報告

組合定例議会

議案4件、発議1件、認定1件をそれぞれ原案どおり可決・認定

令和5年第2回定例議会が令和5年8月22日(火)に行われました。

議案第7号から第10号、認定第1号及び発議第1号を提出し、それぞれ原案どおり可決・認定されました。

提出議案

議案第7号 甘木・朝倉・三井環境施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

発議第1号 甘木・朝倉・三井環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議案第8号 甘木・朝倉・三井環境施設組合情報公開条例の制定について

議案第9号 甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

認定第1号 令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第10号 令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について

提出議案の内容

議案第7号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合の個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定が適用されない事項について、条例で定めることにつき、原案どおり議決された。発議第1号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合の個人情報の保護に関する条例の制定について、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴

い、同法の規定が適用されない事項について、条例で定めることにつき、原案どおり議決された。

議案第8号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合情報公開条例の制定について、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に関連し、情報公開条例を制定することにつき、原案どおり議決された。

議案第9号は、甘木・朝倉・三井環境施設組合廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年3月31日をもって組合を構成する市町村である久留米市が組合から脱退したことに伴う条例の一部改正につき、原案どおり議決された。

認定第1号は、令和4年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、歳入歳出決算は歳入総額16億9,418万5千円に対し、歳出総額15億7,716万4千円で差引額の1億1,702万1千円を翌年度へ繰り越すものである。

歳入の主なもの、構成市町村からの負担金が14億8千6百60万円、ごみの直接搬入手数料が4,397万9千円、鉄・アルミなどの資源化物売却収入が3,251万8千円となった。

歳出の主なものは、総務費が8,166万1千円、塵芥処理費が12億3,520万9千円、公債費が2億5,265万5千円となった。

議案第10号は、令和5年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計補正予算(第1号)について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,702万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,467万6千円とした。

決算審査講評



令和4年度の甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査の結果、計数等は正確であり内容も正当であると認められました。

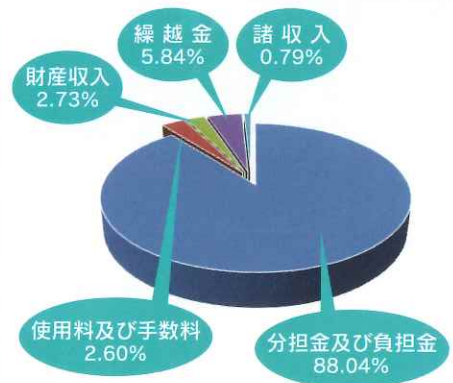
7月14日、当組合の藤野代表監査委員より田頭組合長へ決算審査意見書が提出されました。

令和4年度 決算の状況

歳入

(単位:千円)

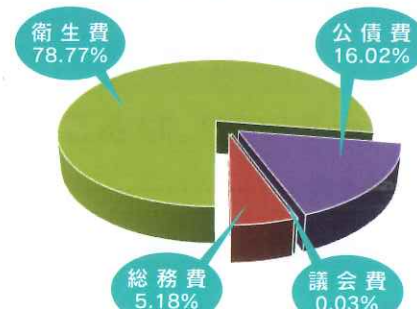
科目	決算額	内容説明
分担金及び負担金	1,491,619	構成市町村からの負担金
使用料及び手数料	43,979	直接搬入手数料
財産収入	46,291	アルミ缶等物品売却収入他
繰越金	99,001	前年度からの繰越金
諸収入	13,295	売電料、預金利子など
地方債	0	
歳入合計	1,694,185	



歳出

(単位:千円)

科目	決算額	内容説明
議会費	511	組合議員の報酬及び議会に要した経費
総務費	81,661	職員人件費、監査等の事業に要した経費
衛生費	1,242,337	ごみ処理、資源物の処理及びリサイクル工房等の事業に要した経費
公債費	252,655	施設改修等に借入した起債の償還に要した経費
歳出合計	1,577,164	



<ごみ処理経費> 約49,000円/ごみt当たり 約13,000円/1人当たり

リサイクル品展示会(オークション方式)の報告及びご案内

第84回リサイクル品展示会(オークション方式)有料売り払いの報告

コロナも一時期に比べ落ち着き、今年は特に残暑が厳しい中でしたが第84回リサイクル展示会を9月1日から9月6日まで開催することができました。今回も約480名の方々に入札をいただき盛況のうちに終了することができました。なお、従来の展示会の開催日を7日間から6日間に縮小しての開催でしたのでより多くの参加者がこられるか心配でしたが、皆様のご協力により多くの方が参加していただきましたことを職員一同感謝しております。今後はなお一層内容の充実を図り、お客様が納得し喜んでもらえ楽しかったと言われる様に職員一同努力してまいりますのでより多くの参加を心よりお待ちしております。

第85回リサイクル品展示会開催のご案内

第85回リサイクル品展示会(オークション方式)について

- 1 日 時: 令和5年12月1日(金)～6日(水) 午前9時30分～午後4時まで
- 2 場 所: 甘木・朝倉・三井環境施設組合「サン・ポート」 リサイクル工房棟
- 3 展 示 品: 家具・家電製品・自転車類・その他(食器・遊具類・着物・調理器具・花瓶・小物類)
- 4 参加資格: ※朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町にお住いの18歳以上の方
※落札品の展示場内からの受け渡し(搬出・運搬)を自己責任で行える方
※落札品の「**現状販売**」であることをご承諾していただける方
- 5 入 札: ※ご希望のリサイクル品があれば複数品でも入札できます。
※100円以上10円単位の入札として、最高金額の入札を落札とする。

第85回リサイクル品展示会(ネットオークション方式)について

- 1 開催日: 令和5年12月1日(金) 午前9時30分～6日(水) 午後4時まで。
- 2 入札方式: 甘木・朝倉・三井環境施設組合のHPに掲載しています入札書に必要事項を記入し送信してください。
- 3 出品商品: 自転車・家具類・食器類・電化製品等
自転車が当選された方は、防犯登録義務・ヘルメット着用の「努力義務」が発生

もったいない!捨てればゴミ、生かせば資源

不要になった家具・自転車・家電品等(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンは除く)の中に、まだ使えるものはありませんか? **自転車は防犯登録の抹消をしておいてください。**

係員が収集【毎週月曜日から金曜日(祝祭日は除く)】に伺いますので、ご連絡ください。

リサイクル工房では皆様から提供いただいた収集品は係員が補修作業を行い、リサイクル品展示会に出品させていただいております。

※対象は組合圏域内(朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町)にお住まいの方です。

※係員がリサイクル不可と判断した場合は引き取りはしません。各自での処分をお願いします。

「サン・ポート」リサイクル工房 ☎ 0946-23-1590

令和5年度 排ガスの測定結果

項目\区分	測定結果		※1計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考	
	測定値	判定				測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	27 ppm	合格	100ppm 以下	250ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和5年5月17日
硫黄酸化物濃度	※2<5 ppm	合格	50ppm 以下	※3K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和5年5月17日
一酸化炭素濃度	8 ppm	合格	30ppm 以下	30ppm 以下	※5新ガイドライン	1号煙突	令和5年5月17日
塩化水素濃度	6 ppm	合格	50ppm 以下	430ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和5年5月17日
ばいじん濃度	0.004 g/Nm ³	合格	0.02g/Nm ³ 以下	0.08g/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和5年5月17日
ダイオキシン類濃度	0.0000071 ng-TEQ/Nm ³	合格	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下 1ng-TEQ/Nm ³ 以下	※5新ガイドライン ※6DXN特別措置法	1号煙突	令和5年5月17日
※4水銀濃度	3.3 μg/Nm ³	合格	—	50μg/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和5年5月17日

注記 上記濃度はすべてO₂濃度12%換算値とします。

※1：計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。 ※4：水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。
 ※2：硫黄酸化物濃度の<5は、定量下限値5未満を示しています。 ※5：法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインのことです。
 ※3：硫黄酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。 ※6：法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法のことです。

サンポート直接搬入時の注意事項

- ①施設の処理能力の関係上、1日に搬入できる量に制限があるものがありますので、ご了承下さい。
 例) 布団類(毛布、タオルケット等を除く) 10枚以内/日・世帯
 畳 15枚以内/日・世帯
 ※ 上記のほかにも搬入量に制限があるものがありますので、事前にお尋ね下さい。
- ②搬入車両は、原則2t車までです。
- ③軽トラック等で搬入される場合は、シート掛けなどのごみ飛散防止対策をお願いします。
- ④ごみの搬入時には、住所確認のため運転免許証などの身分証明書の提示をお願いします。
- ⑤受付日時等の厳守をお願いします。(受付日時等は下記のとおりです)

【受付日と受付時間】

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝日
9時～12時	○	○	○	○	○	×	第3日曜のみ受付	×
13時～16時30分	○	○	○	○	○	×	第3日曜のみ受付	×

※12時～13時までは昼休みです。12月31日、1月1日から3日までは搬入できません。年末の12月29・30日は、16時までの受付となります。

※ごみの種類によって降ろす場所が異なりますので、施設内での渋滞を緩和するため分別をされて搬入されますようよろしくお願いします。
 なお、なるべくお住まいの市町村の定期収集に出されますようご協力をお願いします。

ごみ処理手数料

家庭系ごみ・事業系ごみ 150円/10kg

●「ごみ」に関する問い合わせは各市町村の環境担当課までお願いします。

朝倉市 環境課

0946-22-1111

東峰村

小石原庁舎 住民福祉課 0946-74-2311

筑前町 本庁舎 環境防災課 0946-42-6613

大刀洗町

住民課生活環境係 0942-77-2141

サン・ポートを構成する上記市町村以外から発生したごみは、サン・ポートには搬入できませんので、ご注意ください。

お問合せ先

廃棄物再生処理センター

サン・ポート ☎0946-21-8077

リサイクル工房 ☎0946-23-1590

■ サン・ポートHPアドレス：<http://www.sun-port.org/>

物を大切に使い、みんなでごみを減らしましょう!